

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きが日には、
翌日が当たる)

鳥取県告示第百四十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
吉田一陽堂駅前 薬局	鳥取市栄町七〇八	昭和六十二年一月二十日
やすき薬局	鳥取市正蓮寺四三	昭和六十二年一月十七日
藤田 医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三〇	昭和六十二年一月一日
福本 薬局	鳥取市末広温泉町一五九	"
あかね 薬局 ま薬局 有限公司 あみは	鳥取市今町二丁目一〇一	"
米子市上福原一六〇三		"

◆正

誤

- 入会林野整備計画の適否の決定（〃）
- 県道の区域の変更（道路課）
- 地域森林計画の決定（林務課）
- 地域森林計画の変更（〃）

昭和六十二年二月鳥取県告示第百二十三号中訂正

山本 医院

境港市外江町字西原灘三八〇四

〃

鳥取県告示第百四十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
坂 本 幸紀枝	鳥薬第六一五号	昭和六十二年一月十日
椿 裕 美	鳥薬第六一六号	昭和六十二年一月十二日

鳥取県告示第百四十九号

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
谷口歯科医院	東伯郡羽合町大字久留一八一	昭和六十一年十一月十三日
木村歯科医院 梅沢産婦人科医院	境港市小篠津町八六九一三 境港市明治町八	昭和六十二年一月五日
足立歯科	"	"

鳥取県告示第百四十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

みなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
谷口歯科医院	東伯郡羽合町大字久留一八一	全国	昭和六十一年十二月二十三日
梅沢産婦人科医院	鳥取市南吉方三丁目五二二	"	昭和六十一年十二月一日
			昭和六十一年十

鳥取県告示第百五十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
籠 妙子	鳥国薬第六一三号	昭和六十二年一月六日

鳥取県告示第百五十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十五条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があつたので、同規則第二十二条において準用する同規則第十五条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関名	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
池原整形外科医院	米子市福市二二六	八〇四一二	昭和六十一年十二月二十六日

鳥取県告示第百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北谷土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事 佐々木 明規	変更前 倉吉市大河内四六九一
監事 佐々木 昭義	変更後 倉吉市大河内四六九一

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業日野上西地区区画整理）を昭和六十二年二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業（補足農業構造改善事業美成地区農道整備と農用地造成を一体としたもの）を昭和六十二年二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業沢谷地区区画整理）を昭和六十二年二月二十五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百五十七号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	県営一般農道整備事業第一大平地区農道整備
工事完了年月日	昭和六十二年一月三十日

鳥取県告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、鳥取森林計画区に係る地域森林計画をたてたので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、八頭森林計画区、倉吉森林計画区及び米子森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

- 1 鳥取地域森林計画書
- 2 鳥取地域森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所
鳥取県農林水産部林務課及び鳥取県鳥取地方農林振興局

四 意見の申立て

この地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一の1に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

四 意見の申立て

これらの地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に知事に対し、理由を付した文書をもつて意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第百六十号

日野郡日野町大字津地三八〇番地津地入会林野整備組合組合長松原和幸から申請のあつた津地入会林野整備計画については、昭和六十一年十二月二十五日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県農林水産部林務課及び日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十二年二月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	前後別更	
		変更後	変更前
郡家国府線	八頭郡郡家町大字門尾字塚本	(敷地の幅員) メートル	(延長) メートル
	二四一—一〇地先から同字二四	八・六	九・四
	一九地先まで	四一・六	四一・六

正

誤

一 縦覧に供する書類

津地入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

昭和六十二年二月鳥取県告示第百二十三号（都市計画の変更に係る案の
縦覽について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行

誤

正

六 上 終わり
から三 東伯郡羽合町大字久留一
九 一 羽合町役場

東伯郡羽合町大字久留一
羽合町役場

泊村役場 東伯郡泊村五三四一